蜂刺され対策事業について

小規模林業を実践する者が蜂刺され対策として医療機関に支払う経費に対して補助する事業です。

労働安全衛生の向上のため、積極的にご活用願います。

１　補助対象経費

蜂刺され対策として、医療機関に支払う経費

対象経費

①蜂アレルギー血液検査
②処方登録受託医師診察料
③自己注射管理指導料
④自動注射器購入費
⑤毒液吸い出し救急用具　等

２　補助率

２分の１以内

３　補助上限額

④の自動注射器については１人１個までとし、自動注射器購入費に対する補助金の上限額は５千円とする。（※仮に１万２千円の自動注射器を購入した場合、補助金５千円が交付されます。）

４　補助要件

・会員であること
・前年度に 60 日以上の林業就業日数があること

５　その他

- 予算に限りがありますので、補助金を活用される方は、「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に確認してください。
- 交付申請書は速やかに「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に提出してください。なお、各年度の交付申請書の最終提出期限は、２月２８日までとします。

蜂刺され対策事業に関するお問合せ先	林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防） 電話番号：088-856-5721